

高浜町不妊治療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 次世代育成支援の一環として、子供を産みやすい環境づくりを推進するため、この要綱の定めるところにより不妊治療に要する費用の一部助成を行い、不妊治療に係る経済的負担の軽減と治療を受ける機会を増やすことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、高浜町とする。

(助成の対象者)

第3条 この事業の対象者は、福井県特定不妊治療費助成事業(以下「県の助成制度」という。)の交付決定を受けた者、または国内医療機関において人工授精を受けた者、もしくはその両方に該当する者であって、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 助成金の交付申請をした日(以下「申請日」という。)において、法律上の婚姻をしている、または事実婚の夫婦であって、夫婦のいずれか、もしくは両方が、高浜町に1年以上住所を有するものであること。
- (2) 不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された者であること。
- (3) 町税を完納している者であること。
- (4) 治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること。

(対象となる治療等)

第4条 この事業は、県の助成制度で定める治療(以下「特定不妊治療」)および、国内医療機関で受けた人工授精を対象とする。ただし、次に掲げる不妊治療は、助成の対象としない。

- (1) 夫婦以外の第三者から精子、卵子または胚の提供を受けた不妊治療
 - (2) 代理母(妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産することをいう。)による不妊治療
 - (3) 借り腹(夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産することをいう。)による不妊治療
- 2 医師の判断に基づき、やむを得ず中止した不妊治療についても、助成の対象とする。
 - 3 他の都道府県および市町村が行う不妊治療費助成事業により助成を受けた特定不妊治療については、対象としない。

(対象となる費用)

第5条 この事業の助成対象となる費用は、第4条に定める人工授精および特定不妊治療に要

した治療費用(以下「治療費用」という。)のうち、県の助成制度等による助成金額を差し引いた自己負担額とする。

2 助成の金額は20万円を限度とし、1年度当たり1回とする。

(助成の申請及び決定)

第6条 助成を受けようとする者は、高浜町不妊治療費助成交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、原則として不妊治療が終了した日の属する年度内に町長に申請するものとする。但し、やむをえない理由があると認めるときは、この限りではない。なお、本人の同意を得て公簿で確認することが出来る書類は省略できるものとする。

2 事実婚の場合は、次の各号に掲げる書類の提出により確認することとする。ただし、県の助成制度の交付決定を受けたものについては省略することができる。

(1) 夫婦両人の戸籍謄本(重婚でないことの確認)

(2) 夫婦両人の住民票(同一世帯であるかの確認)

(3) 事実婚関係に関する申立書・意向確認書(様式第2号)

3 町長は、申請書を受領後、速やかに申請内容の確認を行い、助成の可否及び助成する額を決定し、その結果を高浜町不妊治療費助成金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)によりその旨を通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 申請者は、第6条第3項の規定により助成金の交付決定を受けたときは、高浜町不妊治療費助成金請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、請求書の提出があったときは、これに基づき助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正行為によって助成金の給付を受けた者に対し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

この実施要綱による改正前の高浜町不妊治療費助成事業実施要綱については、令和4年3月31日以前に開始し、令和4年4月1日以降に終了した治療について適用し、定める様式による用紙は、令和5年3月31日までの間において、所要の調整をして使用することができる。